

2001年6月18日

サイボウズ株式会社
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14
後楽森ビル18階
URL <http://cybozu.co.jp/>
E-mail info@cybozu.co.jp

最高経営責任者 高須賀 宣
最高技術責任者 畑 慎也
最高執行責任者 青野 慶久
最高財務責任者 山田 理

株式会社ネオジャパン社に対する 差止請求仮処分決定に関する記者会見のご報告

サイボウズ株式会社（東京都文京区後楽1丁目4番14号 後楽森ビル18階 資本金424,506,701円）は、弊社のグループウェア「サイボウズ Office」を悪質に模倣していると思われる製品を製造等する会社に対し、製品の頒布や使用許諾の差止めを求める仮処分の申立を行なってきましたが、その主張が、東京地方裁判所よりほぼ主張どおり認められました。それに関する記者会見を本日举行いたしましたので、概要をご報告いたします。

1. 今回の申立に関する趣旨

今回の仮処分は、ウェブグループウェアの著作物性（出力画面表示の著作物性）が争点となり、これに対するおそらく初の司法判断がなされたものとして画期的な意義を有するものと評価しています。

通常、ソフトウェアの権利侵害は、プログラム著作物の侵害行為を争うことが多く、判例もこの争点については集積されています。しかしながら、本件は、プログラム著作物としてではなく、プログラム（HTML等）によってアウトプットされる出力画面の著作物性とその侵害行為が認定されたという点で、これまでとは異なった構成となっております。

なぜプログラム著作権ではなく、画面表示の著作権を、弊社が主張し争点となったかといいますと、端的に言えば、「サイボウズ・オフィス」と「アイ・オフィス」の画面表示が極めて類似しており、プログラム部分の類似性判断の深みに分け入る必要すらないという判断を致したからであります。もとより、本件両ソフトのプログラム部

分には不自然な一致が見られ、本決定もこの点を指摘しております。しかしながら、ウェブグループウェアにおいては、リバースエンジニアリングの過程を経ることなく、誰でもリソースコードが閲覧できてしまうために、プログラムの解析は極めて容易であり、明らかなデッドコピーは生じにくいという事情がございます。本件両ソフトも、出力結果としての画面表示は酷似しており、プログラム部分の不自然な一致は見られるものの、プログラム部分相互を比較する場合には、類似性判断につき無用な争点を形成するおそれがございました。このため、プログラム著作権の侵害構成ではなく、画面表示に関する著作権侵害構成のみで争ったわけであります。

2. 本件に関する東京地方裁判所の判断

これに対する裁判所の判断ですが、まず全体を通じて次のように判断をしています。

「一般に、本件で問題になっているウェブグループウェアと呼ばれるビジネスソフトウェアにおいても、その各画面の表示に創作性を認めうる場合のあること自体は否定されないと考えられる。

たとえ、グローバル環境で利用できるものでなければならぬとか、機能を追求するゆえに似たような表示に収斂する傾向があるとかの事情があるにしても、それらはいわば事実上の制約であり、そのような制約の中で、表現者の個性が著作権法上の保護に値する程度に表現されているならば、創作性を肯定すること自体に妨げはなく、この点、他の表現行為と別異に解すべき理由はないからである。ただ、各画面の表示のみを問題にする場合には、前記のような制約は表現行為の幅を狭くする方向に働くと考えられるから、限定的な範囲での創作性しか認め得ない場合が多く、その結果、いわゆるデッドコピーを許さない程度の保護しか与えられない場合もあると考えられる。」

「しかしながら、本件においては、単なる各画面表示の創作性のみが問題になっているのではない。すなわち、債権者ソフトの各画面がそれぞれ別個に表示されるのは当然の前提として、これら各画面は、個々に分断された表現行為として、何の脈絡もなく順不同にユーザーの眼前に表れてくるのではない。当該画面がユーザーの前に現れ出たまさにその順序や画面配列に基づいて、かつ、当該画面から別画面へと枝分かれするリンク機能等の表示を持って、ユーザーの眼前に現れ出てくるのであるから、表現者が意図した選択・配列に基づく相互に牽連性を持った表現行為として、表現者の個性が表れている限り、そこに創作性を認めることも可能というべきである。そのことは、いわゆる編集著作物に著作物性が認められる場合があるのと同様であると説明することもできるし、例えば、ある文章が、ところどころ図形や図表を引用したり、下線や枠付けで視覚的に強調されたり、脚注が設けられたりしつつ、文章全体として、表現者の個性が表れた配列や構成を保ち、表現者が意図した順序に基づいて表現され、その結果、創作性を認めうる場合があるのと同様であると説明することもできる。」

「本件においても、債権者ソフトは、（中略）誰が行っても殆ど同じにならざるを得ないとは言えない程度の個性を持って、具体的な画面表示がなされている。したがって、本件における債権者ソフトにも一定の創作性を認めることができ、同ソフトは著

著作権上の保護の対象になるというべきである。」

「債務者ソフトが債権者ソフトの著作権を侵害しているか否かであるが、その判断にあたっては、

(1.)債権者ソフトにおける各画面表示と、それらの画面と同一機能を持つ債務者ソフトの各画面表示をそれぞれ対比して各共通部分や各相違部分を抽出し、
(2.)さらに、これら共通部分を有する各画面がどのような順序や位置づけを持って配置され、全体としてどのような構造を持っているか、その点に関する共通性を抽出した上、債権者ソフトにおける各画面の本質的な特徴が債務者ソフトの各画面において感得できるか、また、債権者ソフト全体における各画面の選択・配置の本質的な特徴が債務者ソフトの全画面の選択・配置において感得できるかを、総合的・全体的に検討すべきと考えられる。」とし、両ソフトの(1.)各画面表示の対比と、(2.)各画面の配列・相互の牽連性等という二つの観点に分けて具体的に対比検討するという手法を採っています。

3. アイオフィス2.43（前バージョン）について

「アイオフィス2.43においては、債権者ソフトと実質的に同一と言えるほど類似した各画面の配列・牽連性の下、機能的に選択・配置された各画面が、一見すると異なる印象を与える幾つかの各画面表示も含みつつ、全体として類似性を肯定して差し支えない各画面表示をもって表現されているということが出来る。したがって、このような順序・配列・機能をもってユーザーの眼前に表現された場合、そこからは、債権者ソフトを表現したものの個性が直感・感得されると言うべきであり、アイオフィス2.43は、債権者ソフトを複製したものとはまでは言えないにせよ、同ソフトに表現された表現者の基本的な思想・個性を維持しながら、外面的な形式を若干改変して翻案されたものであると認められる。」

「そして、債務者が債権者ソフトにアクセスして分析・研究したこと自体は認めていること、債権者と債務者の間に、かつて債権者ソフトとアイオフィス2.43の先行商品であるアイオフィス1.0の類似性を巡り、ユーザー用の「リード・ミー」なる部分はデッドコピーである旨債権者からの警告があり、債務者がこれを受けて商品（ソフト）の仕様を変更した経緯があったこと、アイオフィス2.43の画面表示プログラムをつかさどるHTMLプログラムの中に、全体の中ではほんの数か所であるにせよ、不自然な一致部分が存在することなどを併せ考えると、アイオフィス2.43が債権者ソフトに依拠した事実が認められると言うべきである。」

「そうすると、アイオフィス2.43の画面表示プログラムを記録媒体に格納し、送信したりする行為や、その使用を許諾したりする行為は、債権者ソフトに関する債権者の著作権を侵害する行為であると認められる。」

4. アイオフィスV3（現バージョン）について

「アイオフィス3.0においては、債権者ソフトと実質的に同一と言えるほど類似する配列・牽連性の下、概ね類似性を肯定して差し支えない各画面が表示されており、相違

する部分も、各画面における画面構成のそれほど本質的でない部分や、単なる配色・枠付けなどに関する差異に過ぎないと評価することも可能に思える。したがって、前記のとおり、アイオフィス2.43が債権者ソフトに依拠すると認められ、アイオフィス3.0も、結局は同2.43をバージョンアップしたものに過ぎないことをも考慮に入れると、同3.0も、債権者ソフトに関する債権者の著作権を侵害すると考えられなくもない。しかしながら、(中略)少なくとも、各画面表示及びその牽連性に着目して創作性を論じる限り、これら各画面が、前記のような順序・配列・機能をもってユーザーの眼前に展開された場合、債権者ソフトと何らかの類似性が感じられることはおそらく間違いないにせよ、同ソフトを表現したものの個性が直感・感得されるとまで言うことには躊躇を感じざるを得ない。」

「そうすると、アイオフィス3.0については、債権者ソフトの著作権を侵害するとは認められないと言うべきである。」

と述べ、理由中において本件両ソフトの類似性を認め、侵害行為についてグレーである趣旨の判示をし、躊躇をしつつも、アイオフィス3.0の侵害行為は否定するという決定になっています。

以上のとおり、本決定では、ウェブグループウェアの画面表示も、個々の画面のみならず全体としての構成(サイトマップに従って選択・配列された編集物)を併せ考えると、創作性が十分認められ、著作物性が存することは疑いがないという前提に立ち、その上で、両ソフトの各画面表示を対比することによる類似性判断と、各画面の配列・相互の牽連性を対比することによる類似性判断という二つの判断基準をもって著作権侵害行為を認定するという手法を打ち立てています。

ビジネスアプリケーションの単純な単一のメニュー画面と異なって、ウェブグループウェアにおいては、一定の法則に従って配列され表示される多数の画面によって構成されている特殊性から編集著作物的な要素が存し、ここに創作性を認める余地が十分あり、プログラムの著作物性を論ずるまでもなく、画面表示の著作物性が存することが明らかとなった点で、本決定は先例としての意義が大いにあるものと思われます。

《本件に関するお問い合わせ先》

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目4番14号
後楽森ビル18階 サイボウズ株式会社 <http://cybozu.co.jp/>
マーケティング部 広報グループ
久保田美香子 ad@cybozu.co.jp

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番
四谷中央ビル2階 小川義龍法律事務所

弁 護 士 小 川 義 龍

〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目2番14号

山陽アネックス2階 平出法律事務所

弁 護 士 平 出 晋 一